

**『欧州グリーン・ディール』の
最新動向（第4回）
「Fit for 55」第2弾および
2021年発表の関連施策**

2022年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ブリュッセル事務所

海外調査部

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載 Copyright (C) 2022 JETRO. All rights reserved.

<目次>

はじめに	1
I. 「Fit for 55」第2弾パッケージ	2
1. 水素など再生可能ガスと低炭素ガスの利用促進	2
2. 持続可能なカーボンサイクル	8
3. 建物のエネルギー性能指令（EPBD）の改正案	13
4. エネルギー部門からのメタン排出削減に関する規則案	20
II. 循環型経済への移行や自然環境保護分野の施策	25
1. EUに起因する森林破壊と森林の劣化の抑制のための新規則案	25
2. 廃棄物の輸送に関する新規則案	28
3. 新EU土壌戦略	31
III. その他の取り組み	34
1. 国家補助ガイドラインの改正	34
2. 公正な移行に関する取り組み	37

<表目次>

表1. EPBD改正案によるエネルギー性能の目標	15
表2. EPBD改正案による充電器と駐輪スペース整備に関する要件	17

はじめに

ジェットロは、欧州委員会が 2019 年に発表した、持続可能な EU 経済の実現に向けた成長戦略「欧州グリーン・ディール」について、2019 年度および 2020 年度にそれぞれ 1 本の調査レポートを公表したが、2021 年度は合計 4 回にわたって、その最新動向を報告する。最終回である第 4 回の本稿ではまず、2021 年 12 月に発表された水素・ガスに関するルール改正、建物のエネルギー性能向上のための法案などを含む政策パッケージについて取り上げる。同パッケージは、2021 年 7 月に欧州委員会が発表した気候変動対策政策パッケージ、通称「Fit for 55」（本調査レポートシリーズの第 1～3 回で詳述）の第 2 弾とも呼ばれている。さらに、2021 年に発表された「欧州グリーン・ディール」に関連する重要政策のうち、循環型経済への移行促進や自然保護のための施策（2021 年 11 月発表）や、国家補助ガイドラインの改正や公正な移行のための政策提案についても併せて紹介する。

EU が進める環境政策は、欧州の産業と社会に大きな変革を及ぼすだけでなく、日本のビジネスへの影響を及ぼすことが考えられる。本レポートが、日本企業の皆様にとって、ビジネスの展望を示す一助となれば幸いである。

本レポートの内容は別途表記がない限り、2022 年 3 月 14 日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合がある。また、掲載した情報・コメントは執筆者およびジェットロの判断によるが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではない。

2022 年 3 月
日本貿易振興機構（ジェットロ）
ブリュッセル事務所
海外調査部 欧州ロシア CIS 課

I. 「Fit for 55」第2弾パッケージ

欧州委員会は 2021 年 12 月 15 日、「水素など再生可能ガスと低炭素ガスの利用促進のための法案」、「建物のエネルギー性能指令の改正案」、「エネルギー部門からのメタン排出削減に向けた規則案」を発表した。これらの法案は、2021 年 7 月に発表された政策パッケージ「Fit for 55」¹を補完する「Fit for 55」第2弾と位置付けられる。また欧州委員会は同日、持続可能なカーボンサイクルに関するコミュニケーション（政策指針）も発表した²。これらのイニシアチブは、「欧州グリーン・ディール」³（2019 年 12 月発表）の目標である「2050 年までの気候中立〔温室効果ガス（GHG）排出実質ゼロ〕の実現」と、2030 年の中間目標として設定された「1990 年比で GHG 排出を少なくとも 55%削減」のための施策となる。

1. 水素など再生可能ガスと低炭素ガスの利用促進

(1) 背景

欧州委員会は 2021 年 12 月 15 日、再生可能ガスと低炭素ガスの利用促進と、域内のエネルギー安定供給、レジリエントなガス・システムの実現に向けて、「再生可能・天然ガスと水素の域内市場に関する規則案」⁴と「再生可能・天然ガスと水素の域内市場の共通ル

¹ "Communication from the Commission: 'Fit for 55': delivering the EU's 2030 Climate Target on the way to climate neutrality"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021DC0550>

European Commission "European Green Deal: Commission proposes transformation of EU economy and society to meet climate ambitions" 14 July 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_3541

ジェトロ調査レポート「『欧州グリーン・ディール』の最新動向（第1回）政策パッケージ「Fit for 55」の概要と気候・エネルギー目標」（2021年12月）も参照。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/862f1a922a2742b1.html>

² European Commission "Commission proposes new EU framework to decarbonise gas markets, promote hydrogen and reduce methane emissions" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_21_6682

³ "Communication from the Commission: The European Green Deal"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52019DC0640>

European Commission "A European Green Deal"

https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/european-green-deal_en

ジェトロ調査レポート「新型コロナ危機からの復興・成長戦略としての『欧州グリーン・ディール』の最新動向」（2021年3月）も参照。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/331e9d95b330cf03.html>

⁴ "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the internal markets for renewable and natural gases and for hydrogen"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0804>

ールに関する指令」⁵を公表した⁶。なお、「再生可能ガス」にはバイオメタンなどバイオマス原料とするガスや、再生可能な資源から生産された水素が含まれる。また、「低炭素ガス」とは、ライフサイクル全体で化石燃料である天然ガスと比較して GHG 排出が 30%未満のガスを指す。

欧州委員会によると、EU では毎年、約 3 億石油換算トン (toe) の気体燃料が消費されており、そのうち 95%が天然ガスだ。EU のエネルギー消費全体に占める天然ガスの割合は約 25%だが、気候中立の達成には天然ガスを段階的に減らし、バイオガスとバイオメタン、再生可能水素と低炭素水素、E ガス（電気分解によって生成した水素を原料とする気体燃料）の利用を増やし、2050 年には気体燃料のほとんどをこれらの燃料とする必要があると分析⁷。さらに、2050 年の段階で使用されている天然ガスは炭素回収・使用・貯留（Carbon Capture Usage and storage : CCUS）技術によって GHG 排出を相殺することを目指す。また、欧州委員会は、再生可能エネルギーの利用拡大、エネルギー効率の改善、循環型経済の適用と電化の組み合わせが、エネルギー・システム全体での排出削減にとって最も効果的だが、電化が不可能でガスの利用が継続される分野では、再生可能ガスと低炭素ガスが重要になるとの見方を示した⁸。

(2) 再生可能・低炭素ガス関連インフラの整備と市場の整備

2021 年 7 月 14 日に発表された「Fit for 55」の第 1 弾は、再生可能エネルギー指令改正案などで、水素を含む再生可能ガスと低炭素ガスの需要と生産の拡大のための施策を提案していたが、12 月 15 日に発表されたガス市場に関する規則と指令の改正案では、消費側の脱炭素化の施策として、水素専用も含むインフラと効率的な市場の整備のための施策が盛り込まれた。

両改正案は、エネルギー・システムに再生可能ガスと低炭素ガスを導入できるようにすることを提案。また、気候中立への移行期間における天然ガスが果たす役割を認めつつも、

⁵ "Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on common rules for the internal markets in renewable and natural gases and in hydrogen"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0803>

⁶ European Commission "Commission proposes new EU framework to decarbonise gas markets, promote hydrogen and reduce methane emissions" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_21_6682

European Commission "Questions and Answers on the Hydrogen and Decarbonised Gas Package" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6685

⁷ "Commission Staff Working Document Impact Assessment accompanying the document Communication: Stepping up Europe's 2030 climate ambition Investing in a climate-neutral future for the benefit of our people" 17 September 2021

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020SC0176>

⁸ European Commission "Questions and Answers on the Hydrogen and Decarbonised Gas Package" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6685

加盟国に対して、2030年までの1990年比でGHG排出55%削減と2050年までの気候中立の達成を念頭に置いてガス網を計画し、天然ガスへのロックイン⁹と座礁資産（stranded assets）化¹⁰を避けつつ、電化や再生可能ガス・低炭素ガスへの移行が可能な場合は、段階的かつ適切なタイミングで天然ガスから脱却することを推奨する。特に、天然ガスへのロックインを防止するために、長期の天然ガス供給契約は、2049年を超えて結ぶことができないようにすることを提案した¹¹。

① ガスなどエネルギー網の統合的な計画

ガス市場に関する規則と指令の改正案は、加盟国レベルで統合的にガス網を計画することを提案した。電力や水素なども考慮して、加盟国のガス網の「ネットワーク開発10カ年計画」を策定することにより、異なるエネルギー担体（energy vectors）の間で将来の見通しの共有を目指す。特に水素については、加盟国レベルの計画とEUレベルのネットワーク開発10カ年計画を新たに導入することを提案。特に後者には、加盟国の水素網の計画や投資計画、国境を越えた相互接続によって統合された水素網のモデリングも含まれ、域内の国境を越えた接続といった投資が不十分な分野を特定する。

計画の策定においては、配ガス事業者と地域暖房インフラの運営事業者の間での情報交換が必要となるため、異なる担体間の水平的な統合だけでなく、垂直方向の統合も予想される。この他、整備計画は、設備の座礁資産化の防止に配慮するとともに、水素の輸送に利用できる、不要となったガス・インフラに関する情報、電気分解など電力によるガス生産の最適な規模と立地についても含めることで、再生可能ガスと低炭素ガスの統合を支援する¹²。

② 水素市場の創出と専用のインフラの整備

ガス市場に関する規則・指令の改正案は、インフラ整備と国境を越えた相互接続など加盟国間の協調によって、再生可能な資源から容易に水素を生産できる場所から、産業需要家の下へコスト効率的に届けることができる水素市場を創出するために、既存の天然ガス・インフラを部分的に水素の輸送に転用することを提案した。

また、両改正案は、黎明期は水素の生産と消費が地理的に限定されることが予想されるため、自然発生的な独占状態の発生防止および水素インフラへの投資に向けた適切な環境と競争力のある水素市場の整備を目的に、水素網の運用と資金調達に関するルール、水素

⁹ 変更コストなどを考慮し、現在利用している技術やサービスを別の同種のものに変更するのが困難な状態にあること。

¹⁰ 資産が様々な社会変化などによって将来的な価値を失うこと。

¹¹ European Commission "Questions and Answers on the Hydrogen and Decarbonised Gas Package" 15 December 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6685

¹² European Commission "Questions and Answers on the Hydrogen and Decarbonised Gas Package" 15 December 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6685

の品質や天然ガスとの混合に関する透明性についてのルール、水素の輸送への天然ガス網の転用と事業者の分離、水素網への自由なアクセスに関するルールも提案した。さらに、EUの水素網の最適な整備と管理を実現し、国境を越える水素の取引と供給を促進するため「欧州水素ネットワーク運用事業者ネットワーク（European Network of Network Operators for Hydrogen : ENNOH）」の設立を提案した¹³。例えば、前述の水素を対象とするEUレベルのネットワーク開発10カ年計画の作成は、ENNOHが担当する。

③ 再生可能ガス、低炭素ガスの既存ガス網へのアクセス改善

一部の再生可能ガスは、すでにガス網で利用されているが、卸売市場にアクセスできない配ガス網に注入されていることが多く、欧州委員会は、配ガス網に接続した小規模施設も卸売市場に同等にアクセスできるようにすることを提案。さらに、「リバース・フロー」¹⁴など、配ガス網を商業的かつ物理的に、より大規模な送ガス網に統合するための施策の導入を推奨した。また、ガスの品質の厳重な監視を条件に、水素の天然ガスへの混合も可能とする¹⁵。

欧州委員会は、現状では再生可能ガスおよび低炭素ガスの市場シェアは5%未満であり、大幅な生産・消費拡大の可能性はあるものの、送ガス網への注入にかかる料金が利用拡大の障害になっていると指摘して、これらのガスを対象に料金を75%割引くことを提案した。また、これらのガスの国境を越える送ガスに係る利用料を廃止し、EU市場における越境販売と、生産拡大が望める立地での生産促進を提案。さらに、将来的に、国境を越える送ガスの利用料免除の適用を水素網にも拡大し、競争促進と価格の引き下げ、安定供給を図る。

④ 低炭素ガスの認証システムの導入

欧州委員会は、再生可能ガスと低炭素ガスの生産プロジェクトが進行中・検討中であり、消費者が様々な種類のガスを区別できるようにする必要があるとして、低炭素ガスの認証システムを提案した。再生可能燃料の基準は現行の再生可能エネルギー指令¹⁶（2018年12月24日発効）ですでに規定されており、低炭素ガスの認証システムは、これを補うものとなる。この認証システムは、それぞれのガスのライフサイクル全体での排出の評価を基盤

¹³ European Commission "Questions and Answers on the Hydrogen and Decarbonised Gas Package" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6685

¹⁴ ガスを双方向に輸送することを可能とする仕組み。

¹⁵ European Commission "Questions and Answers on the Hydrogen and Decarbonised Gas Package" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6685

¹⁶ Directive (EU) 2018/2001 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2018 on the promotion of the use of energy from renewable sources

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32018L2001>

とし、域内で生産されるガスと輸入されるガスの両方に適用することで、公平な競争環境の実現とカーボン・リーケージ¹⁷の予防を図る。

なお、欧州委員会は、水素ベースのソリューションの安全基準や環境基準の調和など、グローバル市場の創出に向けた国際的な枠組みの構築が、低炭素エネルギー分野におけるEUのリーダーシップにとって重要だとして、二国間や、クリーン・エネルギー大臣会合の水素イニシアチブ¹⁸、国際水素・燃料電池パートナーシップ（IPHE）、国際再生エネルギー機関（IRENA）など、多国間の会議体における域外のパートナーとの緊密な連携の重要性を強調した¹⁹。

⑤ 天然ガスへのロックイン対策と低排出なガスの導入促進

欧州委員会は、気候中立に向けた新種のガスの利用促進には、消費者が再生可能または低炭素なエネルギー源を選択できるように、小売市場のルール形成を通じて消費者を啓発し、またガス事業者の変更の障害を最低限に抑制し、消費者の市場参加と保護を強化すべきだと指摘。新規参入とイノベーションが停滞気味で、集中的なガス小売市場で消費者を啓発するにはエネルギー消費とエネルギー源に関する情報、市場に参加するための効率的な手段が必要だとの見方を示した²⁰。

ガス市場に関する指令の改正案は、消費者が能動的に市場に参加できるように、電力市場における消費者保護と啓発に関するルールをガス市場に最大限反映し、消費者がガス事業者を容易に変更できるようにするほか、価格比較ツールの提供、正確かつ公正で透明な請求情報、利用しやすいデータと新たなスマート技術の導入などを提案した。さらに、天然ガスの供給について、契約期間が2049年末を超える長期契約（契約期間1年以上の契約）を禁じる方針を示した。また、社会的弱者やエネルギー貧困層の消費者もガス市場の脱炭素化の恩恵に十分に浴することができるように、加盟国に対してエネルギー効率の改善や社会保障システムなどを通じた保護・支援策を採るように求めた。

¹⁷ EUに拠点を置く企業がエネルギー集約的な製造拠点を域外の排出基準が緩やかな国に移転させたり、EU産の製品を製造時のGHG排出量が多い輸入品に置き換えたりすること。「炭素漏出」とも言われる。

¹⁸ Clean Energy Ministerial "Hydrogen Initiative"
<https://www.cleanenergyministerial.org/initiative-clean-energy-ministerial/hydrogen-initiative>

¹⁹ European Commission "Questions and Answers on the Hydrogen and Decarbonised Gas Package"
15 December 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6685

²⁰ European Commission "Questions and Answers on the Hydrogen and Decarbonised Gas Package"
15 December 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6685

(3) ガスの安定供給

① ガス価格への影響

欧州委員会は、再生可能ガスは域内でも生産することが可能で、ガスの輸入依存を軽減できることから、再生可能ガスの利用拡大は中期的にはエネルギーの安定供給とガス価格の安定にもつながると見る。また、ガス市場に関する改正案によってガス市場の統合と消費者の啓発が進めば、消費者が再生可能ガスや低炭素ガスも選択肢に入れて、市場で最も安価なガスを選択し、ガス事業者を容易に変更できるようになり、コスト効率的に低炭素なガスを選択できるようになると同時に、域内での公平な価格競争による生産コストの引き下げも期待されると述べた²¹。

② レジリエンスの改善とガス備蓄の戦略的アプローチ

ガス市場に関する規則改正案では、ガスの安定供給とレジリエンスの強化を目的に、「ガスの安定供給に関する規則」（2017年11月1日発効）²²の改正も提案した。天然ガス網に注入された再生可能ガスと低炭素ガスも同規則の適用対象にするとともに、欧州のエネルギー・システムの継続的なセキュリティの実現のために、サイバーセキュリティに関する規定の導入も盛り込まれた。さらに、ガス市場に関する規則の改正案は、ガスの安定供給に関する規則で規定されている、供給逼迫時における加盟国間の相互支援に関する連帯メカニズムの機能強化を提案した。

また、EU域内における供給危機など非常時に対する予防的な措置として、EU全域を対象とするリスク評価の実施や、複数の加盟国による戦略的備蓄の自主的な共同調達を可能とするための改正も提案された。ただし、欧州委員会は、自主的な共同調達は、単一エネルギー市場と競争ルールに準拠し、後から参加を希望する加盟国にも開かれたものとするべきだと指摘した。欧州委員会は、これらの施策は、EU域内で毎年、暖房が利用される時期が訪れるまでに高水準の備蓄を実現する上で役に立ち、備蓄されているガスの量が多いほど、一次エネルギーの不足を補填し得ると強調。さらに、再生可能ガスと低炭素ガスの域内での生産により、輸入化石燃料への依存が軽減され、グローバル市場からの影響を受けにくくなり、エネルギー部門のレジリエンスを強化し得ると述べた²³。

²¹ European Commission "Questions and Answers on the Hydrogen and Decarbonised Gas Package"
15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6685

²² "Regulation (EU) 2017/1938 of the European Parliament and of the Council of 25 October 2017 concerning measures to safeguard the security of gas supply and repealing Regulation (EU) No 994/2010"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32017R1938>

²³ European Commission "Questions and Answers on the Hydrogen and Decarbonised Gas Package"
15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6685

(4) ステークホルダーの反応

EU 加盟国の送ガス網運用者間の協力促進と強化のための団体である欧州送ガス系統運用者ネットワーク（ENTSOG）は 2021 年 12 月 15 日、声明を発表した²⁴。同団体は、エネルギー転換の必要性和 EU のエネルギー・気候目標の観点から、欧州委員会の水素の利用促進とガス市場の脱炭素化に関する提案を歓迎。また、エネルギー・システムの統合には縦割りの解消が必要であることから、水素をガス市場の設計の一部として認識したことも歓迎した。しかし、ENNOH の設立はエネルギー・システムの不必要な細分化を招き、管理上の負担となりかねないと懸念を表明し、ENTSOG の枠組みにおいて水素をガス網の活動に統合する方が好ましいとの立場を示した。また、ガス・水素網の事業者の分離についても、水素インフラへの投資の阻害と遅れの原因になりかねないと指摘した。

一方、原子力エネルギー産業団体の欧州原子力フォーラム（FORATOM）は 2021 年 12 月 16 日付声明において、欧州委員会が低炭素水素に注目したことを歓迎しつつも、原子力も再生可能エネルギーと同水準の CO₂ 排出量で水素を生産できると述べて、原子力エネルギーが言及されなかったことに遺憾の意を示した²⁵。

2. 持続可能なカーボンサイクル

(1) 背景

欧州委員会は、2021 年 12 月 15 日、「持続可能なカーボンサイクル」に関するコミュニケーションを発表した²⁶。「欧州グリーン・ディール」の目標達成には、社会に必要な炭素を確保しつつ、化石燃料由来の炭素への依存を大幅に減らす必要があることから、欧州委員会は、化石資源の採取、利用、大気中への排気の放出という従来の一方通行型のモデ

²⁴ ENTSOG “ENTSOG initial reaction to the publication of the EC’s Hydrogen and Decarbonised Gas Market Package” 15 December 2021

https://www.entsog.eu/sites/default/files/2021-12/PR0261-21_211215_Press%20Release%20ENTSOG%20reaction%20on%20ECs%20Hydrogen%20and%20Decarbonised%20Gas%20Market%20Package_0.pdf

²⁵ FORATOM “FORATOM supports inclusion of low-carbon hydrogen in Gas Package” 16 December 2021

<https://www.foratom.org/press-release/foratom-supports-inclusion-of-low-carbon-hydrogen-in-gas-package/>

²⁶ “Communication from the Commission: Sustainable Carbon Cycles”

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021DC0800>

European Commission “Questions & Answers on Sustainable Carbon Cycles” 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6688

European Commission “European Green Deal: Commission proposals to remove, recycle and sustainably store carbon” 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_6687

ルから、GHG 排出の抑制、経済活動に必要な炭素の循環、大気中の炭素の除去をベースとするモデルへの移行を提案した²⁷。

欧州委員会は、GHG の排出削減を最重要の課題として位置付け、「Fit for 55」第 1 弾において炭素ベースのエネルギーを再生可能な電力・水素、低炭素な水素へと置き換え、建物と交通機関、産業のエネルギー効率を改善し、経済を脱炭素化することを提案していた²⁸。さらに、航空燃料や化学品、プラスチックの生産など、2050 年時点でも炭素を必要不可欠とする経済部門では、化石資源からではなく、廃棄物処理や持続可能なバイオマス、大気中などから炭素を再生利用すべきだとして、循環型経済と持続可能なバイオ経済による、炭素回収・利用（Carbon Capture and Use : CCU）と持続可能な炭素の生産の促進に言及した。一方、炭素の除去については、2050 年までに GHG 排出 1 CO₂ 換算トン（t CO₂-eq）に対して、大気中から CO₂ を 1 トン除去し、排出を相殺する必要性を強調。しかし、欧州の生態系による大気中の炭素除去の量は減少傾向にある上、工業的規模の炭素除去ソリューションは事実上、存在せず、現状のままでは 2050 年までに農業や産業、航空部門から不可避免的に発生する GHG 排出を炭素の除去によって相殺できるようなにはならないと指摘した。「持続可能なカーボンサイクル」に関するコミュニケーションは、大規模な炭素除去ソリューションの開発と普及を支援することを目指す。

欧州委員会は、大気中の炭素の除去と持続可能な隔離は、自然の働きを活用した（nature-based）ソリューションおよび技術的なソリューションによって可能であるとし、前者について、炭素の回収を強化し、大気中への炭素の放出を抑制する土地管理方法「カーボンファーム」を挙げた。また、技術的なソリューションとは生産プロセスや大気中からの直接の炭素の回収と長期の貯留が可能な適切な貯留施設への輸送を目的とするものとした。そして、2050 年までに気候中立目標を達成するためには、カーボンファームと技術的ソリューションの両方によって毎年、数億トンの CO₂ を除去することが必要だと強調した²⁹。

欧州委員会は、カーボンファームは森林や生物多様性、農村分野などにおける政策イニシアチブに欠かすことのできない手段であり、気候変動対策と土地管理者の新たな収入源となる可能性が期待される一石二鳥のソリューションだと強調した³⁰。また、バイオエネルギー炭素回収・貯留（Bio-Energy Carbon Capture and Storage : BECCS）³¹など

²⁷ European Commission "Questions & Answers on Sustainable Carbon Cycles" 15 December 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6688

²⁸ ジェトロ調査レポート「『欧州グリーン・ディール』の最新動向（第 1 回）政策パッケージ「Fit for 55」の概要と気候・エネルギー目標」（2021 年 12 月）も参照。
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/862f1a922a2742b1.html>

²⁹ European Commission "Questions & Answers on Sustainable Carbon Cycles" 15 December 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6688

³⁰ European Commission "Questions & Answers on Sustainable Carbon Cycles" 15 December 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6688

³¹ バイオマスエネルギーの燃焼により発生した CO₂ を回収し、貯留する技術。

のソリューションによって、エネルギー用のバイオマスの過剰な需要が発生し、土地部門の炭素の回収と貯留、生物多様性と大気質にさらなる負荷が発生しないようにする必要があると指摘した³²。

(2) 概要

① カーボンファーミングへの資金援助と助言サービスの充実

欧州委員会は、「Fit for 55」第1弾の一部として発表した「土地利用・土地利用変化および林業規則の改正案」³³が打ち出した、土地部門において2030年までに年3億1,000万t CO₂-eqの大気中の炭素を除去するという目標の達成には、農家と林業者に適切なインセンティブを提供し、カーボンファーミングによって炭素除去量を年4,200万t CO₂-eq増加させる必要があると指摘。一方、カーボンファーミングの課題として、新たな管理手法の導入にあたって必要となる資金や、モニタリング・報告・検証システムの欠如を指摘。また、隔離した炭素の計量の複雑さと個別の助言サービスの不足も土地管理者が収益性について不安を覚える原因となっていると述べた³⁴。

コミュニケーション「持続可能なカーボンサイクル」では、共通農業政策（CAP）³⁵などEUの公的資金の役割の強化、助言サービスの利用支援、カーボンファーミングの仕組みと実施から切り離せない一部のコストへの資金提供、土地管理者のリスク軽減を提言した。また、EUの研究開発支援枠組み「ホライズン・ヨーロッパ」、特に「欧州の土壌デール・ミッション」³⁶において研究とイノベーションを支援し、モニタリング・報告の手段とデジタル・ソリューションの開発、民間資金も参加する自主的な炭素市場における炭素クレジットの販売益による公的資金の補完など、複合的なアプローチを促進する意向

³² European Commission "Questions & Answers on Sustainable Carbon Cycles" 15 December 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6688

³³ "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council amending Regulations (EU) 2018/841 as regards the scope, simplifying the compliance rules, setting out the targets of the Member States for 2030 and committing to the collective achievement of climate neutrality by 2035 in the land use, forestry and agriculture sector, and (EU) 2018/1999 as regards improvement in monitoring, reporting, tracking of progress and review"
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0554>
ジェトロ調査レポート「『欧州グリーン・デール』の最新動向（第1回）政策パッケージ「Fit for 55」の概要と気候・エネルギー目標」（2021年12月）も参照。
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/862f1a922a2742b1.html>

³⁴ European Commission "Questions & Answers on Sustainable Carbon Cycles" 15 December 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6688

³⁵ European Commission "The common agricultural policy at a glance"
https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/key-policies/common-agricultural-policy/cap-glance_en

³⁶ 「ミッション」は「ホライズン・ヨーロッパ」における、非常に重要な課題に対する具体的な解決策を探るためのプログラム。

European Commission "EU Mission: A Soil Deal for Europe"
https://ec.europa.eu/info/research-and-innovation/funding/funding-opportunities/funding-programmes-and-open-calls/horizon-europe/eu-missions-horizon-europe/soil-health-and-food_en

を示した。この他、カーボンフーミングに関する専門家グループを創設し、炭素除去の EU の認証基準の策定を支援することも提案した³⁷。

コミュニケーション「持続可能なカーボンサイクル」はこの他にも、海洋と沿岸地帯におけるブルーカーボン³⁸にも言及。海洋の生態系は地球の表面の約 7 割を覆っているものの、人間の活動の影響を大きく受けると指摘。危機的状況にある地域の特定に関する知識や、ブルーカーボンの生態系に関するさらなる知識の向上とデータ管理の改善、沿岸湿地³⁹や、海藻と軟体類の環境再生型養殖業（regenerative aquaculture）⁴⁰による自然の働きを活用したソリューションなどに言及し、ブルーカーボン関連のイニシアチブには、海洋環境の再生と酸素の生成、海藻ベースのタンパク質の製品化など食料の安定供給、雇用創出などの恩恵も期待されると述べた。

② 持続可能な非化石炭素の利用促進

欧州委員会は、合成燃料やプラスチック、ゴム、化学品の生産に必要な炭素を、化石炭素ではなく廃棄物からの再生利用や持続可能なバイオマス、大気中から直接回収など、より持続可能な供給源に置き換える必要があると指摘。気候中立の実現には 2050 年までにこれらの供給源から 3 億～5 億トンの CO₂ の回収が必要となる可能性があるとした。また、特に建設部門は、コンクリートなど炭素集約型の建材から、長期の炭素貯留が可能な木材などへの移行することで、炭素回収・貯留の可能性が大きいとした⁴¹。

また、地層における CO₂ の貯留は、産業からの排出抑制や、大気中の CO₂ の直接回収・貯留（Direct Air Carbon Capture and Storage : DACCS）、BECCS でも利用できると指摘。さらに、岩石に CO₂ を吸着させる炭素の鉱物化も、炭素回収利用の長期的なソリューションとなり得ると述べた。ただし、炭素除去の技術は持続可能で、生物多様性や生態系への影響に配慮すべきだと注意を促した。

欧州委員会は、2030 年までに化学品とプラスチック製品で利用される炭素の 20%以上を化石資源以外の持続可能な資源から調達し、技術的ソリューションによって年 500 万トンの CO₂ を大気中から除去し、恒常的に貯留することなどを提言⁴²。持続可能な炭素の利用促進に向けて産業界に対して方向性を示すためには、循環型経済と持続可能なバイオエコノミーを中核とする強力な EU 戦略が必要であり、CO₂ の回収地点から利用・貯留地点

³⁷ European Commission "Questions & Answers on Sustainable Carbon Cycles" 15 December 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6688

³⁸ 藻類や海中植物、マングローブ、塩性沼沢など海洋・沿岸地帯の生態系による炭素の分離。

³⁹ マングローブ林など沿岸湿地では、植物とその下の堆積物に大量の炭素を隔離して貯蔵している。

⁴⁰ 生態系に配慮し、養殖場の周囲の環境を修復・改善しながら自然環境の回復につなげる養殖業のこと。

⁴¹ "Communication from the Commission: Sustainable Carbon Cycles"
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021DC0800>

⁴² "Communication from the Commission: Sustainable Carbon Cycles"
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021DC0800>

まで国境を越えて移動するためのインフラや運輸ネットワークの利用に関する課題に取り組む必要があると強調。研究開発支援枠組み「ホライズン・ヨーロッパ」や、EU 排出量取引制度（EU-ETS）の収益を財源とし、革新的なイノベーションを支援する「イノベーション基金」⁴³が、技術開発と将来の大規模展開に向けた支援に役立つとの見方を示した。

③ 炭素除去の認証制度

2022 年末までに、欧州委員会は、強固で透明性が高い炭素会計ルールと、持続可能な炭素除去について真正性と環境保全性を監視・検証するための要件に基づく、炭素除去の認証に関する EU 規制枠組みについて、提案する予定だ。このルールは、カーボンファーミングと大気中の炭素除去の工業的ソリューションの規模拡大に必要な法的枠組みを提供することを目的とする。欧州委員会は、この規制枠組みは、大気中の炭素を効率的かつ持続可能に除去するソリューションを特定し、炭素除去技術の域内における持続可能でコスト効率的な普及促進と、不正行為のリスクを最小化し得ると指摘。一方、認証制度の課題として、炭素の除去における「非持続性」（抑制できない再排出）のリスクや、計測が困難な場合、長期の除去に関する不確実性が生じること、さらに炭素の除去の計量に関して多種多様なアプローチが提案されている点を挙げた⁴⁴。

欧州委員会は、炭素会計と認証ルールは、計量の質とモニタリング基準、報告手順、検証の手段について、科学的に確立された要件を定める必要があるとした。また、透明性と環境保全を実現し、生物多様性と生態系への悪影響を予防し、また計量に関する既存の取り組みを認知し、互換性を実現すべきだと指摘。欧州委員会は炭素除去の主要課題について意見公募を実施した上、2022 年第 4 四半期に規制枠組みの法提案を発表する予定だ⁴⁵。

(3) ステークホルダーの反応

欧州化学工業連盟（Cefic）は 2021 年 12 月 15 日付の声明で、欧州委員会のコミュニケーションを歓迎し、炭素は化学産業において欠かすことができず、廃棄物や産業プロセス、生物ベースなど新たな炭素の供給源の確保は、気候中立なバリューチェーンの構築に欠かすことができないと強調。産業界の取り組みを加速する上で、定義と炭素会計の枠組みの策定に早急に取り組む必要があると指摘した⁴⁶。

⁴³ European Commission “Innovation Fund”
https://ec.europa.eu/clima/eu-action/innovation-fund_en

⁴⁴ European Commission “Questions & Answers on Sustainable Carbon Cycles” 15 December 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6688

⁴⁵ 意見公募は 2022 年 5 月 2 日まで以下ウェブサイトで開催している。
“Certification of carbon removals – EU rules”
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13172-Certification-of-carbon-removals-EU-rules_en

⁴⁶ Cefic “EU Strategy On Sustainable Carbon Cycles Is A Major Opportunity” 15 December 2021
<https://cefic.org/media-corner/newsroom/eu-strategy-on-sustainable-carbon-cycles-is-a-major-opportunity/>

また、欧州最大の農業団体である欧州農業組織委員会・欧州農業協同組合委員会（COPA・COGECA）も同日付の声明で、農業部門における気候変動対策と環境保護のための政策としてカーボンファーマーミングが言及されたことを歓迎。ただし、炭素貯留量の拡大に向けた土地管理手法の効果的な事例として、有機肥料の使用が含まれていないことに遺憾の意を示した。また、カーボンファーマーミングによる炭素クレジットの販売について、市場アプローチは農家にとって好機となるとし、クレジットを販売する場所や支払いのタイミング、炭素除去の認定方法などの明確化の必要性を指摘した⁴⁷。

3. 建物のエネルギー性能指令（EPBD）の改正案

（1）背景

EUの建物部門のエネルギー消費はEU全体の40%、またエネルギー関連のGHG排出は全体の36%を占める。また、用途別にみると、冷暖房と家庭用の温水が建物のエネルギー消費の80%を占める。欧州委員会は、建物のエネルギー効率の改善には排出削減やエネルギー貧困対策、エネルギー価格の影響の軽減、新型コロナウイルス危機に伴う経済危機からの回復と雇用回復への貢献が期待されるとして、2020年10月に「欧州グリーン・ディール」の枠組みにおいて、2030年までに建物のエネルギー改修を倍増させることを目的とした「リノベーション・ウェーブ戦略」⁴⁸を発表していた。

欧州委員会は2021年12月15日、建物のエネルギー性能指令（EPBD）の改正案⁴⁹を発表した。EU域内の既存の建物の多様さを考慮しつつ、既存の規制枠組みを更新し、気候変動対策と社会政策に関連する目標の引き上げと課題に対応することを目指す⁵⁰。同改正

⁴⁷ COPA COGECA "Carbon farming – Great opportunity for farmers and forest owners if a market approach is promoted and remaining uncertainties resolved" 15 December 2021

<https://copa-cogeca.eu/press-releases>

(2021年12月15日付プレスリリースの言語アイコンをクリックするとダウンロードできる)

⁴⁸ "Communication from the Commission: A Renovation Wave for Europe - greening our buildings, creating jobs, improving lives"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020DC0662>

ジェトロ調査レポート「新型コロナ危機からの復興・成長戦略としての『欧州グリーン・ディール』の最新動向」（2021年3月）も参照。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/331e9d95b330cf03.html>

⁴⁹ "Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the energy performance of buildings"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0802>

European Commission "Questions and Answers on the revision of the Energy Performance of Buildings Directive" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6686

European Commission "European Green Deal: Commission proposes to boost renovation and decarbonisation of buildings" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_21_6683

⁵⁰ European Commission "Questions and Answers on the revision of the Energy Performance of Buildings Directive" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6686

案は、2030年までに新築の建物を、2050年までにすべての建物を排出ゼロの建物（zero-emission building）とすることに加えて、持続可能なモビリティのためのインフラ整備の支援、建物部門を対象とする資金提供の促進、弱者層の支援やエネルギー貧困対策も目的とする。改正案は、建物の最低エネルギー性能標準を導入するとともに、排出ゼロの建物と根本的な改修（deep renovation）⁵¹の定義や、不動産担保ポートフォリオ標準（mortgage portfolio standards）や「改修パスポート」⁵²の導入による資金の呼び込み、最終エネルギー消費やライフサイクル全体での炭素排出など新たなエネルギー性能の基準の利用促進などを提案した。

（2）建物の省エネ改修の促進

① エネルギー性能証明の改善

現行の建物のエネルギー性能証明（Energy Performance Certificates：EPC）は加盟国間で統一されていないといった課題があることから、EPBD改正案は、何が良質のEPCとみなされるか、その目的、どのように発行されるべきかをより明確に定義するとともに、物件広告における管理メカニズムと可視性の改善等について提案した。また、改正案には、エネルギー性能証明に記載が義務付けられる基本的な指標と、電気自動車用の充電器や室内の空気質を管理するための機器の有無、建物のライフサイクル全体での排出に基づく地球温暖化係数（GWP）など、任意で記載が可能な指標を示したエネルギー性能証明の雛形も含まれる⁵³。

改正案が提案する新たなエネルギー性能証明は、「A」から「G」の7段階の評価からなり、排出ゼロの建物が最も高いA評価に、各加盟国内において最もエネルギー性能が悪い建物15%がG評価に分類され、残る建物はB～F評価に均等に割り当てられる。A評価に分類される「排出ゼロの建物」は、非常に高いエネルギー性能を持ち、技術的に可能な限り、建物、地区、地域レベルでの再生可能エネルギー源からのエネルギー（特に自家発電、「再生可能エネルギー共同体」⁵⁴、地域冷暖房システムからの再生可能エネルギーや廃熱によるもの）で必要最低限のエネルギーを完全にカバーする建築物と定義されている。現行指令の「ニアリーゼロ・エネルギー建物」よりもさらに厳しい条件が提案されている。

⁵¹ 2029年末まではニアリーゼロ・エネルギー建物への改修、2030年以降は排出ゼロ建物への改修と定義することが提案された。

⁵² 特定の建物のエネルギー性能を大幅に向上させる複数段階の改修の工程をまとめた文書。

⁵³ "Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the energy performance of buildings"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0802>

European Commission "Questions and Answers on the revision of the Energy Performance of Buildings Directive" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6686

⁵⁴ European Commission "Energy Communities"

https://energy.ec.europa.eu/topics/markets-and-consumers/energy-communities_en

改正案は、2025年までに新たなエネルギー性能証明を導入することを提案。また、エネルギー性能証明の取得義務の対象を、大規模改修（major renovation）⁵⁵を行う建物、賃貸契約を更新する建物とすべての公共施設に拡大する。さらに、販売または賃貸に供される建物または建物の一部も、エネルギー性能証明の取得と広告への記載が義務付けられる。欧州委員会は、明確かつ簡潔で、各加盟国の既存の建物の特性に適応可能な柔軟な評価制度とすることで、他の加盟国のエネルギー性能証明の理解が容易になるとの見方を示した。

② 既存の建物の最低エネルギー性能標準の導入と2050年の排出ゼロ化

EPBD 改正案は、既存の建物の改修の促進を目的に、一定期日までに一定水準のエネルギー性能を満たすように求める「最低エネルギー性能標準」の導入を提案した。このルールは、前述のエネルギー性能証明が G または F 評価に分類される建物の改修を要求する制度となる。特に公共機関が利用・所有する建物と住宅以外の建物は2027年までにすべて F 評価以上に、2030年までに E 評価以上とし、住宅は2030年までにすべて F 評価以上、2033年までに E 評価以上とすることを提案した。なお、新築の建物については、公共機関が利用・所有する建物は2027年以降、それ以外の建物も2030年以降は排出ゼロの建物とすることが盛り込まれた。

表 1. EPBD 改正案によるエネルギー性能の目標

		2027年以降	2030年以降	2033年以降	2050年以降
公共機関が利用・所有する建物	新築	排出ゼロ建物			
	既存	F 以上	E 以上	-	排出ゼロ建物
公共機関の利用・所有ではない、住宅以外の建物	新築	-	排出ゼロ建物		
	既存	F 以上	E 以上	-	排出ゼロ建物
住宅	新築	-	排出ゼロ建物		
	既存	-	F 以上	E 以上	排出ゼロ建物

(出所) "Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the energy performance of buildings"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0802>

さらに、同改正案は、2050年までに既存の建物をすべて排出ゼロの建物にするという目標に向けて、建物すべてをより高水準のエネルギー性能へと改修するために、各加盟国に「国別建物改修計画」の策定を義務付けることを提案。最低エネルギー性能標準に加えて、加盟国は自国の「国別建物改修計画」に合わせたより高水準の独自のエネルギー性能標準を定められるようにする規定も盛り込まれた。なお、国別建物改修計画は、現行指令にお

⁵⁵ 規則案は「建物の外皮または技術システムの改修費用の合計が、土地を除く建物の価格の25%超の改修」または「建物の外皮の25%超が対象となる改修」のいずれかによって定義することを提案した。なお、「建物の外皮」とは外壁、屋根や窓など建物の外周部分を指す。

ける「長期改修戦略」に代わる制度となる。欧州委員会は、現行制度は十分に対象が絞られておらず、詳細も定まっていないなどの課題を指摘しており、ガバナンスを強化した、共通の雛形に基づく国別建物改修計画への変更が提案された⁵⁶。

(3) 再生可能エネルギーと持続可能な建材の利用拡大

① 暖房における化石燃料の利用廃止と再生可能エネルギーの拡大

欧州委員会は、2050年に気候中立を実現するには、2040年までに建物部門からのGHGの直接排出を80～89%削減し、暖房目的の化石燃料の利用をなくす必要があると指摘。EPBD改正案に、排出ゼロの建物の要件として、所在地で炭素を排出しないことを盛り込んだ。また、暖房システムの寿命が20年前後であることを考慮して、同改正案は、2027年以降は化石燃料を利用したボイラーを公的支援の対象としないことを提案。さらに、同改正案自体はEU全体での化石燃料ボイラーの廃止の期日を提案してはいないが、加盟国が熱発生器のGHG排出や燃料の種類に関する要件を定め、加盟国レベルでの禁止に向けた明確な法的根拠を導入できるようにすることを提案した⁵⁷。

また、EPBD改正案は、2040年までの建物の冷暖房における化石燃料の使用の段階的な廃止に向けて、加盟国に対して施策を定めることを求めた。さらに、前述の通り、同改正案には新築の建物を排出ゼロの建物にするという規定があるため、新築の公共施設は2027年以降、その他の建物についても2030年以降は所在地において再生可能エネルギーの利用が必要となる。加えて、エネルギー性能証明に、再生可能エネルギーの生産量と建物のエネルギー需要に対する割合などを記載することも盛り込まれた。

② 電気自動車など持続可能なモビリティのインフラ整備に関する支援策

欧州委員会は、EUにおける電気自動車の登録台数は2030年までに3,000万台に達すると予想し、代替燃料インフラ指令の改正案⁵⁸（2021年7月14日発表）において公共の充

⁵⁶ "Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the energy performance of buildings"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0802>

European Commission "Questions and Answers on the revision of the Energy Performance of Buildings Directive" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6686

⁵⁷ "Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the energy performance of buildings"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0802>

European Commission "Questions and Answers on the revision of the Energy Performance of Buildings Directive" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6686

⁵⁸ "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the deployment of alternative fuels infrastructure, and repealing Directive 2014/94/EU of the European Parliament and of the Council"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/ALL/?uri=CELEX:52021PC0559>

ジェットロ調査レポート「『欧州グリーン・ディール』の最新動向（第3回）モビリティ政策の動向」

電インフラの整備策を提案していた。EPBD 改正案は、住宅や職場など、充電が最も頻繁に行われる場所となることが予想される、民間の建物の充電設備に関する要件を提案。同改正案は、建物への充電器の設置について、加盟国に課される要件の引き上げ、スマート充電に対応した充電器を設置することを提案した。この他、持続可能な交通手段である自転車についても、一定規模以上の建物について駐輪スペースの設置についても提案した⁵⁹。なお、欧州委員会は、自転車が使用されていない地域にある住宅以外の建物や、充電器用の配線によって地域のエネルギー・システムの運営に著しい障害が生じ、電力網の安定性を損なう可能性がある場合は、加盟国の判断によって特定の建物について要件を緩和、または適用しないことも認める意向だ。

表 2. EPBD 改正案による充電器と駐輪スペース整備に関する要件

	充電器の設置	将来の充電器設置のための配線	駐輪スペースの整備
駐車スペースが5台分以上ある新築および大規模な改修を行う建物	1基以上を整備	すべての駐車スペースに配線する	駐車スペース1台分につき1台分以上を整備
駐車スペースが20台分以上あるすべての建物	駐車スペース10台分につき1基以上を2027年までに整備	公共機関が利用・所有する建物は、2033年までに駐車スペース2台分につき、1カ所以上、配線する	駐車スペース1台分につき1台分以上を2027年始までに整備
駐車スペースが3台分以上ある新築および大規模な改修を行う建物	-	すべての駐車スペースに配線する	住戸1戸あたり2台分以上を整備

(注) 住宅以外の建物 (non-residential buildings) が対象とされている。

(出所) "Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the energy performance of buildings"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0802>

③ 持続可能な建材の利用促進

建物は利用中だけでなく、建材の製造と輸送、建物の建設と維持、取り壊し時にも炭素が排出される。建物の効率的な建設方法と建築資材の選択は、これらの排出に大きな影響があるため、欧州委員会は、利用中のエネルギー効率の改善と炭素排出の削減だけでなく、資源効率と循環性、持続可能性も考慮する必要性を指摘した⁶⁰。EPBD 改正案は、新築の建

(2022年2月)も参照。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/862f1a922a2742b1.html>

⁵⁹ "Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the energy performance of buildings"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0802>

⁶⁰ European Commission "Questions and Answers on the revision of the Energy Performance of Buildings Directive" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6686

物についてライフサイクル全体での地球温暖化係数（GWP）の算定とエネルギー性能証明での公開を義務化することを提案。十分なデータが準備できるように、2027年から床面積が2,000平方メートル以上の新築の建物について、2030年からはすべての新築の建物について、義務化の対象とすることを提案した。さらに加盟国には建物の建設時と取り壊し時の廃棄物の発生の防止と質の高い処理が要求される⁶¹。

(4) 改修コストと情報の整備に関する取り組み

① 改修コスト対策

欧州委員会は、投資回収に長時間かかることが建物のエネルギー改修の実施の障害となっており、結果として建物の所有者と借主が割高なエネルギー・コストを負担しているためエネルギー価格の影響を受けやすくなり、中でもエネルギー性能が最低水準の住宅の入居者は、エネルギー効率の改善に充てられる資金力も弱いと指摘した。欧州委員会は、所有者と借主の負担を軽減するために、コスト効率の最も高い改修と、エネルギー消費や排出価格、税の節約が大きい建物について重点的に取り組むべきだとした。最低エネルギー性能標準で改修の対象となるエネルギー性能証明が G 評価の建物は、排出ゼロの建物やニアリーゼロ・エネルギー建物と比較して平均約 10 倍のエネルギーを消費しており、エネルギー性能証明を F 評価に引き上げることによって、EU 全体で毎年 460 万～620 万石油換算トン（toe）のエネルギーを節約できると強調した⁶²。

欧州委員会は、域内には G 評価の建物が約 3,000 万戸あり、F 評価への改修の対象となるとして、最低エネルギー性能標準の実施に向けて 2030 年までに最大 1,500 億ユーロを初期投資の資金として動員する意向を示した。その財源として、「欧州地域開発基金」⁶³と「結束基金」⁶⁴、建物の改修を旗艦と位置付ける「復興レジリエンス・ファシリティ」⁶⁵、

⁶¹ "Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the energy performance of buildings"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0802>

⁶² European Commission "Questions and Answers on the revision of the Energy Performance of Buildings Directive" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6686

⁶³ 地域間の不均衡を是正することで EU 域内の経済と社会の結束を強化することを目的とする基金。

European Commission "European Regional Development Fund"

https://ec.europa.eu/regional_policy/en/funding/erdf/

⁶⁴ 経済と社会、域内の連帯強化のために、人口あたりの国民総所得（GNI）が EU 加盟 27 カ国の平均の 90%未満の加盟国を支援する基金。

European Commission "Cohesion Fund"

https://ec.europa.eu/regional_policy/en/funding/cohesion-fund/

⁶⁵ 新型コロナウイルス危機に伴う経済・社会的影響の緩和を目的とする。

European Commission "Recovery and Resilience Facility"

https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/recovery-coronavirus/recovery-and-resilience-facility_en

ジェトロ調査レポート「新型コロナ危機からの復興・成長戦略としての『欧州グリーン・ディール』の最新動向」（2021年3月）も参照。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/331e9d95b330cf03.html>

「Fit for 55」において提案された「社会気候基金」⁶⁶に言及。さらに、官民の基金を効率的に組み合わせられるように、最低エネルギー性能標準の適用に国家補助の枠組みを対応させるための取り組みを行う意向を示した（「III. その他の取り組み」「1. 国家補助ガイドラインの改正」参照）。

この他、加盟国の建物改修計画に、社会的弱者世帯への支援と保護、エネルギー貧困の軽減を目的に、エネルギー貧困の状態にある人々の割合や、水漏れなど不適切な環境住宅に暮らす人々の数、関連政策と措置の概要を盛り込むこと、また、必要な投資額と官民の投資額、財源などを記載することが提案された⁶⁷。

② 情報の整備に関する取り組み

EPBD 改正案には、改修の実施を決定する上で必要となる情報の整備も提案された。たとえば、「根本的な改修（deep renovation）」の定義を明確化することで、エネルギーの節約効果が大きい改修プロジェクトと支援制度を特定し、より高額の金銭的なインセンティブと技術支援を受けられるようにすることが可能となる⁶⁸。

加えて、民間資金への支援策として、「改修パスポート」⁶⁹とエネルギー性能証明、建物のエネルギー性能に関するデータベース構築などの情報提供を強化し、投資家が建物の脱炭素化の利益を収益化し、一般世帯や営利事業者が建物の改修の経済的な利益と返済計画をより容易に検討できるようにする。この他、資金の貸し手に、融資先の建物のポートフォリオのエネルギー性能の改善へのインセンティブを与え、潜在的な資金の借主に建物のエネルギー性能の向上を促すための制度として、新たな「不動産担保ポートフォリオ標準（mortgage portfolio standards）」の導入を提案した。

⁶⁶ 「Fit for 55」が提案した道路輸送部門と建物部門への排出量取引制度の導入による弱者世帯や零細企業への影響緩和のための基金。

European Commission "Social Climate Fund"

https://ec.europa.eu/clima/eu-action/european-green-deal/delivering-european-green-deal/social-climate-fund_en

ジェトロ調査レポート「『欧州グリーン・ディール』の最新動向（第2回）政策パッケージ「Fit for 55」におけるカーボン・プライシングと再生可能エネルギー関連政策」（2022年2月）も参照。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/862f1a922a2742b1.html>

⁶⁷ "Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the energy performance of buildings"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0802>

European Commission "Questions and Answers on the revision of the Energy Performance of Buildings Directive" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6686

⁶⁸ European Commission "Questions and Answers on the revision of the Energy Performance of Buildings Directive" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6686

⁶⁹ 脚注 52 参照。

(5) ステークホルダーの反応

欧州の民間不動産所有者の団体である国際不動産所有者連盟（UIPI）は 2021 年 12 月 15 日、声明を発表。EPBD 改正案の最低エネルギー性能標準の導入について、建設部門の熟練工が不足する中、実質 8 年程度で目標を実現する必要が生じる一方、十分な支援手段やインセンティブが提供されるか不安を表明。新たなエネルギー性能証明についても、既に改修・改良済みでエネルギー性能が高い建物が多い加盟国への負担が大きくなりかねず、同一のエネルギー性能証明の分類でも加盟国間で実際のエネルギー性能に格差が拡大しうる可能性があるとして指摘した。また、改正案は過度に規範的で詳細だと批判した⁷⁰。

また、欧州建物自動化制御協会（EU.BAC）は 2021 年 12 月 16 日付で声明を発表し、EPBD 改正案が提案した脱炭素化とデジタル化に向けた改修の加速を歓迎。ただし、欧州委員会に現行の EPBD の施策の完全な実施に取り組むことを求めるとともに、法案の改善に向けて政策立案者などに提案を行う意向を示した⁷¹。

4. エネルギー部門からのメタン排出削減に関する規則案

(1) 背景

欧州委員会は、メタンは強力な温室効果ガスであり、健康被害の原因となる対流圏オゾンの生成にも関わっていると指摘。EU 域内の人の活動に起因するメタン排出のうち、エネルギー部門からの排出が占める割合は約 5 分の 1 だが、輸入される化石エネルギーの生産の上流部門を含めると、排出量はさらに多くなり、エネルギー部門では最もコスト効率的にメタン排出削減が可能だと指摘した。インフラからのメタン漏出の検知と修理の義務化や、石炭とガス、石油部門におけるルーティン・ベンティング⁷²とフレアリング⁷³の禁止によって一層の排出削減が達成できるとの見方を示した⁷⁴。

⁷⁰ UIPI "The Renovation Wave's EPBD comes to shore: The tide is high for property owners!" 15 December 2021

<https://www.uipi.com/the-renovation-waves-epbd-comes-to-shore-the-tide-is-high-for-property-owners/>

⁷¹ EU.BAC "The proposed EPBD: a step in the right direction – press release" 16 December 2021

<https://eubac.org/news/the-proposed-epbd-a-step-in-the-right-direction-press-release/>

⁷² 未燃焼のメタンを専用の工程や作業、機器によって意図的に大気中に放出すること、または、不具合や地質な制約によって意図せずに大気中に放出すること。

⁷³ 廃棄を目的に、専用の機器によってメタンを制御しながら燃焼させること。

⁷⁴ European Commission "Questions and Answers on reducing methane emissions in the energy sector" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6684

(2) 概要

欧州委員会は 2021 年 12 月 15 日、エネルギー部門からのメタン排出削減に関する規則案を発表した⁷⁵。適用分野は次の通り。

- 使用されていない油井と化石ガス井を含む、石油と化石ガスの上流工程における採取と生産、化石ガスの収集と加工
- 送ガス、排ガス、地下貯蔵、化石ガスや再生可能なバイオメタン、合成メタンを扱う液化ガスターミナル
- 操業中の地下または露天掘りの炭鉱、閉鎖または放棄された地下の炭鉱

欧州委員会が提案した規則案は、主にエネルギー部門におけるメタン排出の計測・報告・検証、および漏出の検知と修理、ベンティングとフレアリングの制限と、即時の排出削減のためのルールを定める。さらに、輸入される化石エネルギーからのメタン排出の透明性を確保するためのルールも提案された。

なお、欧州委員会は、2030 年までに GHG 排出を 55%削減するには、エネルギー部門からのメタン排出を 2020 年比で 58%削減する必要があると指摘。しかし、拘束力のあるメタン排出削減目標の設定に必要な、将来の排出予測のための信頼性の高いデータが入手できないため、数値目標は設定せず、石油と化石ガス、石炭部門におけるメタン排出抑制のベスト・プラクティスに基づく、拘束力のある規範的な要件を提案した⁷⁶。

① メタン排出の計測・報告・検証

規則案は、油井とガス井、炭鉱の関連事業者に対してメタンの排出を計測・報告するように義務付けることを提案した（ただし、放棄炭鉱については加盟国が行うことを提案）。欧州委員会は特に、「石油・ガス・メタン・パートナーシップ (OGMP) 2.0」⁷⁷に基づいた計測と報告の手法を提案。OGMP2.0 は、欧州委員会も参加する「気候と大気浄化の国

⁷⁵ "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on methane emissions reduction in the energy sector and amending Regulation (EU) 2019/942"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0805>

European Commission "Questions and Answers on reducing methane emissions in the energy sector" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6684

European Commission "Commission proposes new EU framework to decarbonise gas markets, promote hydrogen and reduce methane emissions" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_21_6682

⁷⁶ European Commission "Questions and Answers on reducing methane emissions in the energy sector" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6684

⁷⁷ Climate & Clean Air Coalition "Oil and Gas Methane Partnership (OGMP) 2.0 Framework"

<https://www.ccacoalition.org/en/resources/oil-and-gas-methane-partnership-ogmp-20-framework>

"European Commission "Oil and gas industry commits to new framework to monitor, report and reduce methane emissions" 23 November 2020

https://ec.europa.eu/info/news/oil-and-gas-industry-commits-new-framework-monitor-report-and-reduce-methane-emissions-2020-nov-23_en

際パートナーシップ（CCAC）」と国連環境計画（UNEP）による石油・ガス部門からのメタン排出に関する自主的な計測と報告の枠組みで、2021年12月現在、世界の石油・ガスの30%を生産する60以上の企業が参加する。欧州委員会によると、規則案は、メタン排出の計量手法について、従来の推定から、独立した検証者が検証する直接の計量へと移行させることを提案しており、これによりメタンが排出された場所と量を正確に把握する一助となる。

また、規則案は発効後、石油とガスの排出データの要件を毎年増やし、発生源レベルのメタン排出量を検証するために必要なデータを、運用中の石油ガス資産については発効から36カ月後、運用中でないものは48カ月後に事業者から集めるとしている。欧州委員会はメタン排出対策を至急に進める必要があるとして、規則案の発効と同時に石油とガス部門を対象に、操業中のメタン排出を予防し、最小限に抑制するために実行可能なあらゆる施策の実施を義務付ける条文も提案した。この他、規則案は石油ガス資産の運用者に対して、発効から3カ月以内にメタンの漏出の検出と修理のプログラムを加盟国の担当機関に提出し、6カ月以内に関連する部品の点検を実施、その後3カ月ごとに漏出の検出と修理のための点検を実施することを義務付ける規定も盛り込まれた⁷⁸。

② ベンティングとフレアリングの制限

規則案は、石油とガス部門におけるベンティングとルーティン・フレアリング⁷⁹を原則禁止し、安全上の理由か例外的または止むを得ない状況においてのみベンティングを認め、メタンの油層・ガス層への再圧入や現地での利用、市場への輸送が技術的に実行できない場合にのみフレアリングを認めることを提案した。ただし、この場合もメタンを完全燃焼させることが求められる。一方、石炭分野については、炭鉱の安全を考慮しつつ、2025年までにガス抜きステーション、2027年からは換気シャフトでのメタンのベンティングとフレアリングを禁止する⁸⁰。

この他、欧州委員会は、石油やガス、石炭の採取が終了した後も坑井から長期にわたってメタン排出が継続すると指摘。規則案は、加盟国に対して、自国内で1年以上、探鉱や生産のための運用が停止している油井や化石ガス井、放棄または閉鎖された炭鉱の一覧表を作成し、この一覧表を土台に、これらの坑井からのメタン排出の緩和計画の策定を義務

⁷⁸ "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on methane emissions reduction in the energy sector and amending Regulation (EU) 2019/942"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0805>

European Commission "Questions and Answers on reducing methane emissions in the energy sector" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6684

⁷⁹ メタンを再圧入や現場で使用、市場に出荷するための十分な設備や適した地質構造がないため、通常の石油またはガスの生産中にフレアリングを行うこと。

⁸⁰ European Commission "Questions and Answers on reducing methane emissions in the energy sector" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6684

付けることを提案した。また、欧州委員会は、メタン排出は市民の健康と安全の脅威ともなるとして、メタンの漏出が疑われる場合は、個人や組織が加盟国の担当機関に苦情を申し立てられるようにする規定を盛り込み、検証を担当する担当機関の権限と組み合わせることによって、メタン漏出への対応を求める機会を提供する制度を提案した⁸¹。

③ グローバルなエネルギー部門からのメタン排出削減のための施策

規則案は、化石エネルギーの EU への輸入事業者に対して、メタン排出の計測と報告や、メタンのベンティングとフレアリングの管理・制限を含む、輸出事業者による排出抑制策の実施状況などの情報を、加盟国へ提供することを義務付けることを提案。加盟国はこれらの情報を欧州委員会に提供し、欧州委員会は「メタン透明性データベース」としてこれらの情報を公開する。このデータベースに、EU 域内のガスと石油部門からのメタン排出やベンティングとフレアリング、運用が停止した坑井に関する情報も掲載し、エネルギー関連企業と生産国のメタン排出の取り組みの水準を公開することを提案した。さらに、革新的な人工衛星技術を利用した、世界中のメタン排出のモニタリングによって、大規模なメタン排出源の規模と頻度、所在地に関する情報を公開することも提案した⁸²。

さらに、EU に輸入される化石燃料のサプライチェーンからの排出に対する対策として、欧州委員会は域外のパートナー国・地域との外交対話を行い、データが出揃い次第、化石燃料の輸入に関するより厳しい施策の措置も視野に、2025 年までに規則の見直しを行うことも提案した⁸³。この他、欧州委員会は、メタン排出削減のための取り組みの一環として、米国とともに、2030 年までに 2020 年比で 30%以上のメタン排出削減にコミットする「国際メタン誓約」を先導。100 を超える国・地域が参加を表明した同イニシアチブは、既存のメタン排出削減に向けた国際的なイニシアチブを支援し、参加国・地域の国内の施策の支えとなる技術・政策を推進することを目的とする⁸⁴。欧州委員会は、メタン排出の定量化と報告の正確さなど、エネルギー部門からのメタン排出削減に関する規則案との共通性

⁸¹ "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on methane emissions reduction in the energy sector and amending Regulation (EU) 2019/942"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0805>

European Commission "Questions and Answers on reducing methane emissions in the energy sector" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6684

⁸² "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on methane emissions reduction in the energy sector and amending Regulation (EU) 2019/942"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0805>

European Commission "Questions and Answers on reducing methane emissions in the energy sector" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6684

⁸³ European Commission "Questions and Answers on reducing methane emissions in the energy sector" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6684

⁸⁴ "Global Methane Pledge"

<https://www.globalmethanepledge.org>

を指摘。また、漏出の検出と修理、ベンディングとルーティン・フレアリングの禁止などは、メタン排出削減に関する国際的な義務の履行にも貢献するとの見方を示した⁸⁵。

(3) ステークホルダーの反応

国際石油・ガス生産者協会（IOGP）は 2021 年 12 月 15 日、声明を発表。メタン排出の計測・報告・検証には賛成したものの、メタン漏出の検知と修理のための点検について、規則案は過度に規範的であり、最適なソリューションの選択には一層の柔軟性が必要だと述べた⁸⁶。

また、欧州各国の環境 NGO のネットワーク組織である欧州環境事務局（EEB）は、同規則案の適用対象となる化石ガス部門のメタン排出は、EU のメタン排出量の約 19%にすぎず、主要なメタン排出部門である畜産や廃棄物処理部門への対応がなされていないと指摘した⁸⁷。

⁸⁵ European Commission "Questions and Answers on reducing methane emissions in the energy sector" 15 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6684

⁸⁶ IOGP "Gas market reform marks a step change in EU approach to the transition" 15 December 2021

<https://iogpeurope.org/news/gas-market-reform-marks-a-step-change-in-eu-approach-to-the-transition/>

⁸⁷ EEB "Second FitFor55 Package is a Christmas gift to fossil industry, NGOs say" 15 December 2021

<https://eeb.org/second-fitfor55-package-is-a-christmas-gift-to-fossil-industry-ngos-says/>

II. 循環型経済への移行や自然環境保護分野の施策

欧州委員会は 2021 年 11 月 17 日、「欧州グリーン・ディール」の目標達成に向けて、次の 3 点のイニシアチブを発表した⁸⁸。各イニシアチブについて、以下に概説する。

- EU に起因する森林破壊を抑制するための規則案
- 循環型経済を促進し、廃棄物の EU 域外輸送の規制強化と域内輸送の円滑化を図る新規則
- 2050 年までに欧州のすべての土壌を再生し、レジリエンスを向上させ、適切に保護するための「EU 土壌戦略」

1. EU に起因する森林破壊と森林の劣化の抑制のための新規規則案

(1) 背景

欧州委員会によると、1990～2020 年の間に全世界で約 4 億 2,000 万ヘクタールの森林が失われ、植林または再生された森林の面積を差し引いても正味で約 1 億 7,800 万ヘクタールの森林が同期間に喪失したという。また、2007～2016 年の人の活動に起因する GHG 排出の 23%が農業・林業・土地利用に由来し、そのうち 12%が家畜や肥料など農業生産による排出、また 11%が森林伐採などの林業・土地利用によるものと推定されると指摘。これを踏まえ、欧州委員会は 2021 年 11 月 17 日、森林を保護し、GHG 排出削減と生物多様性の維持を目的に、森林破壊と森林劣化に関連する特定の農産品の EU 市場における流通と EU からの輸出に関する規則を提案した⁸⁹。

(2) 概要

① 特定製品の EU 市場での流通と域外への輸出に関するデューディリジェンス

規則案は、森林破壊や森林劣化の原因とならない、原産国法を遵守した製品のみを EU 市場において購入、使用、消費し、域外に輸出できるようにするため、製品を上市または輸出する企業に適用される拘束力のあるデューディリジェンスのルールを提案した。規則案では当初の適用対象製品として、EU における生産と消費の影響が大きく、高い政策効果が期待される、大豆、牛肉、パーム油、木材、カカオ豆とコーヒー、またこれらの製品の

⁸⁸ European Commission "European Green Deal: Commission adopts new proposals to stop deforestation, innovate sustainable waste management and make soils healthy for people, nature and climate" 17 November 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_21_5916

⁸⁹ "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the making available on the Union market as well as export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0706>

European Commission "Questions and Answers on new rules for deforestation-free products" 17 November 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_5919

派生商品である皮革やチョコレート、家具などを提案。さらに、定期的に対象製品について検討し、段階的に対象を拡大することを提案した⁹⁰。

規則案は、製品が「森林破壊を伴わない (deforestation-free)」と認められる条件として、対象製品が 2020 年 12 月 31 日以降に森林破壊された場所で生産されたものではないこと、また、木材は同日以降の森林劣化の原因となることなく採取されたものであることとした。さらに、対象製品の EU 域内での流通と域外への輸出にあたって、市場に製品を流通させる事業者が原産国の関連法令の順守とデューディリジェンスの実施を求めた。

デューディリジェンスは、製品情報の収集、リスク評価、リスク緩和の 3 点からなる。製品情報には、製品名や数量、原産国に加えて、関連製品が生産された土地の位置情報の座標（緯度、経度など）、製造の日時もしくは時間の範囲も含まれる。また、リスク評価では、収集した情報に基づいて規則案の要件を順守できないリスクがわずかであることを示した上で、リスクに応じた緩和策を採らなければならない。事業者は、製品の EU 市場への流通に先立ってデューディリジェンス報告書を加盟国の担当機関に提出。この報告書は、欧州委員会が作成する電子的な登録簿に登録されることとなる⁹¹。

② 国別ベンチマークの作成と域外の第三国との協力

規則案は、製品が森林破壊の原因となるリスクに応じて原産国・地域を 3 段階に評価するベンチマーク制度も提案した。この制度は、原産国における森林破壊と森林劣化の進行速度、関連製品の生産のための農地拡大の速度、原産国の国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の「国が決定する貢献 (NDC) ⁹²」に農業・林業・土地利用が含まれているか、などを評価基準とし、高リスク国と低リスク国を特定、それ以外は標準リスク国に分類する。高リスク国と低リスク国のリストは実施規則 (implementing act) として公布され、適宜、更新される。この国別ベンチマークは、製品の流通・輸出に先立つリスク評価で利用され、低リスク国・地域で生産されたことが確認できる製品は、リスク評価と緩和策の実施が免除される。また、高リスク国・地域の製品については、加盟国の担当機関による流通・輸出事業者の検査を強化することが提案された⁹³。

⁹⁰ European Commission "Questions and Answers on new rules for deforestation-free products" 17 November 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_5919

⁹¹ "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the making available on the Union market as well as export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010" <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0706>

⁹² UNFCCC "NDC registry" <https://www4.unfccc.int/sites/NDCStaging/Pages/All.aspx>

⁹³ "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the making available on the Union market as well as export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010" <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0706>

この他、規則案には域外の第三国との協力に関する条文も含まれる。対象製品の生産国とのパートナーシップと協力関係の構築に取り組み、森林の保存と再生、持続可能な利用、森林破壊、森林劣化、商品の持続可能な生産などの課題に取り組む。第三国とのパートナーシップとの協力関係の枠組みで、構造対話や支援プログラムなどを実施することも想定されており、市民社会や先住民、地域コミュニティ、中小企業など民間部門の全面的な参加を可能とすることが求められる。また、欧州委員会は、二国間に加えて、国連の生物多様性条約や食糧農業機関（FAO）、砂漠化対処条約（UNCCD）、WTO や主要 7 カ国（G7）や主要 20 カ国（G20）などの多国間の会議体枠組みにおいて、森林破壊と森林劣化を食い止めるための政策と行動に関する対話を行うことも提案した⁹⁴。

③ 期待される効果

欧州委員会は、規則案には 2030 年までに 7 万 1,920 ヘクタールの EU に起因する森林破壊と森林劣化を防止し、毎年 3,190 万トンの排出を削減する効果があると分析。さらに、域内の産品と輸入品が同一の基準で評価されるため、公平な競争環境を維持しつつ森林破壊と無縁の製品に対する需要を拡大し得るとして、持続可能なビジネスやビジネスモデルの促進にも期待を示した。さらに、森林破壊と森林劣化への対策は、森林の生態系に大きく依存する先住民など、最弱者層を含む地域コミュニティへの好影響も期待されると強調した⁹⁵。

(3) ステークホルダーの反応

欧州最大の農業団体 COPA・COGECA は 2021 年 11 月 17 日、欧州委員会の森林破壊に対する取り組みを支持する声明を発表。ただし、原産国のベンチマーク制度は WTO のルールに違反する可能性があり、域内外の市場競争を歪める可能性があるとして、原産国における森林破壊の根本原因の解決への支援と、他の主要消費国との協力強化の重要性を強調。また、規則の実施と並行して輸入依存を軽減できなければ、飼料価格が上昇し、トレ

⁹⁴ "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the making available on the Union market as well as export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010" <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0706>

⁹⁵ "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on the making available on the Union market as well as export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010" <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0706>
European Commission "Questions and Answers on new rules for deforestation-free products" 17 November 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_5919
European Commission "European Green Deal: Commission adopts new proposals to stop deforestation, innovate sustainable waste management and make soils healthy for people, nature and climate" 17 November 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_21_5916

ーサビリティや「森林破壊とは無縁」であることの証明がない畜産物などの輸入が拡大するリスクもあると指摘した⁹⁶。

欧州配合飼料生産者連盟（FEFAC）、欧州穀物・油種作物輸出入組合（COCERAL）など3団体も同日に声明を発表し、同規則案は原産地における問題を抑制するよりも、EUのサプライチェーンから森林破壊と関連しうる製品を取り除くことを優先していると批判。また、デューディリジェンスなどの要件は、3団体が扱う製品の市場の現実を反映しておらず、小規模な事業者が排除されるリスクがあり、例えば、問題のある地域の優良農家などに個別に対処する余地が残されていないと指摘した⁹⁷。

2. 廃棄物の輸送に関する新規則案

(1) 背景

欧州委員会は、廃棄物が国外に輸送された場合は仕向け先での管理が適切かつ持続可能でない場合、人の健康や環境に悪影響を及ぼす可能性がある反面、廃棄物は、バージン原材料（未使用・未加工の原材料）を代替する二次原材料として再生利用し、循環型経済に貢献する場合には経済的な価値を有し、環境への恩恵もあると指摘。また、廃棄物の国際取引は増加傾向にあるが、特にOECD非加盟国への輸出が大幅に拡大しており、廃棄物の持続可能な管理に関する詳細な規定がない仕向け先国では、管理体制が不十分であり、環境や公衆衛生上の課題となっていると指摘した。また、EUの2020年の域外への廃棄物の輸出は約3,300万トン、輸入は約1,600万トン、加盟国間の廃棄物の輸送は約7,000万トンだったが、行政手続きの煩雑さが域内の廃棄物の流通を妨げ、循環型経済への移行の障害となっているという⁹⁸。

さらに、欧州委員会は、違法事業者の既存のルールの変換によるEU内外での環境犯罪に言及し、合法的な事業形態を装いながら、犯罪に関与して利益を得る組織犯罪集団が増加しており、廃棄物輸送の15～30%が違法で、EUの違法廃棄物市場は年95億ユーロ規模に上る可能性があるとして指摘した。欧州委員会は、これらの問題は、輸出によってEU域

⁹⁶ COPA COGECA ” Statement on the proposal for a regulation on deforestation- free products” 17 November 2021

<https://www.copa-cogeca.eu/press-releases>

(2021年11月17日付プレスリリースから言語ボタンをクリックすることでダウンロード可能)

⁹⁷ COCERAL, FEDIOL, FEFAC “EU legislation against deforestation: the EU grain and oilseed chain flags wrong approach as the proposal only focuses on cleaning up domestic supply chains from deforestation” 17 November 2021

https://www.fediol.eu/data/21ENV380_joint%20COCERAL-FEDIOL-FEFAC%20press%20release%20on%20deforestation%20regulation.pdf

⁹⁸ European Commission “Questions and Answers on new EU rules on waste shipments” 17 November 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_5918

内で発生した廃棄物を処理するというビジネスモデルの脆弱性を示すものだと、2021年11月17日、廃棄物の輸送への新たなアプローチを提案する規則案を発表した⁹⁹。

(2) 概要

新規則はすべての種類の廃棄物を対象とし、「域内の廃棄物問題を EU 域外に転嫁しないようにすること」「再生利用と再使用を目的とする廃棄物の域内輸送を容易にすること」「違法な廃棄物輸送対策の強化」の3点を目標に設定。欧州委員会は、同規則は「汚染の国外への輸出の防止」「EU 域内外での持続可能な廃棄物処理」「循環型経済への移行支援」を目指し、域外の第三国における高水準の廃棄物管理を義務付けることで、現地の環境と経済への恩恵も期待されると指摘。また、石炭や鉄鉱石、ボーキサイト、パルプなどの一次原材料よりもカーボンフットプリントが低いリサイクル材の利用促進によって、GHG 排出も削減可能であると述べた¹⁰⁰。

なお、同規則案は、より持続可能な廃棄物の処理や、新たなビジネスモデルの構築、域内での処理能力の拡大など、新ルールへの対応の時間を確保するために、輸出に関するルールの適用開始は発効から3年後とすると提案した。欧州委員会によると、現状において EU から域外に輸出される廃棄物に高い割合を占める鉄合金や非鉄金属、紙については廃棄量の増加に対応し得る十分な処理能力が EU 域内にあるという。また、プラスチックについても、使用削減の取り組みと再生利用への投資により、今後数年間で再生利用の能力が大幅に向上するとの見方を示した¹⁰¹。

① 廃棄物の EU 域外への輸出に関する提案

規則案は、域外への廃棄物の輸出が、持続可能な方法で管理されるよう、次の施策を提案した¹⁰²。

⁹⁹ "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on shipments of waste and amending Regulations (EU) No 1257/2013 and (EU) No 2020/1056"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0709>

European Commission "Questions and Answers on new EU rules on waste shipments" 17 November 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_5918

European Commission "European Green Deal: Commission adopts new proposals to stop deforestation, innovate sustainable waste management and make soils healthy for people, nature and climate" 17 November 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_21_5916

¹⁰⁰ European Commission "Questions and Answers on new EU rules on waste shipments" 17 November 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_5918

¹⁰¹ European Commission "Questions and Answers on new EU rules on waste shipments" 17 November 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_5918

¹⁰² "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on shipments of waste and amending Regulations (EU) No 1257/2013 and (EU) No 2020/1056"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021PC0709>

- OECD 非加盟国への廃棄物への輸出は、EU からの非有害廃棄物の輸入について仕向け先国による正式な要請と、同国で廃棄物を適切に再生できることを証明することが条件となる。欧州委員会は、輸出が許可される第三国のリストを作成する。このリストには、それぞれの国に輸出可能な廃棄物の種類、国内法に基づいて当該廃棄物の再生を行う施設に関する情報が含まれる。
- 欧州委員会は、OECD 加盟国への廃棄物の輸出量を監視する。特定国への廃棄物の輸出が急増し、環境・公衆衛生上の深刻なリスクとなり得る場合、当該国における廃棄物処理に関する情報を収集し、持続可能な処理を保証することができない場合は輸出を停止する。
- EU 域内の輸出企業は、域外への廃棄物の輸出に関する独立した監査を受ける。監査において、輸出先の処理施設が環境の観点から廃棄物を適切に処理できると証明されることが、当該施設への廃棄物輸出の条件となる。
- 廃棄物が違法に「中古品」として提示される問題に対して、欧州委員会は、中古車やバッテリーなど特に懸念が大きい特定の品目について、廃棄物と中古品を区別するための拘束力のある基準を策定する。

② EU 域内の廃棄物の輸送に関する提案

規則案は、EU の廃棄物市場の可能性を引き出し、循環型経済を促進するため、加盟国間の廃棄物の輸送に関して次の施策を提案した¹⁰³。

- 加盟国間の廃棄物の輸送、特に「グリーン・リスト対象物」¹⁰⁴の廃棄物の輸送に関する手続きをすべてデジタル化する。
- 再生を目的に廃棄物を輸送する場合、迅速な手続きを利用できる「事前同意施設 (pre-consented facility)」を、同施設の所有者または運用者の申請に基づいて担当機関が認定できるようにする。
- EU レベルで廃棄物の分類を統一し、輸送される廃棄物が域内国境で異なる解釈と手続きの対象となっている現状を改善する。
- 廃棄物を国外に輸送する際に必要となる金銭的保証の算定について、EU レベルでの合理化を図る。

European Commission "Questions and Answers on new EU rules on waste shipments" 17 November 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_5918

¹⁰³ European Commission "Questions and Answers on new EU rules on waste shipments" 17 November 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_5918

¹⁰⁴ 人の健康と環境へのリスクが低く、通常の商取引における管理のみが適用される廃棄物。OECD "The OECD Control System for waste recovery"

<https://www.oecd.org/env/waste/theoecdcontrolsystemforwasterecovery.htm>

- 廃棄物の管理において好ましくない選択肢である焼却や埋め立てを目的とする廃棄物の輸送に関する条件を厳格化し、一部の正当なケースでのみ許可されるようにする。

③ 違法な廃棄物輸送対策

規則案は、違法な廃棄物の輸送に対する対策として、次の施策を提案した。

- 欧州委員会は、国境を越える廃棄物の密輸の捜査について、関連する知見を有する欧州不正対策局（OLAF）の協力の下、加盟国を支援する。EU および加盟国の執行能力の向上と執行に必要な資源利用の効率の改善が期待される。
- 「EU 廃棄物輸送執行グループ（EU Waste Shipment Enforcement Group）」を設立し、廃棄物の違法な輸送に関する協力と協調を強化する。同グループは、環境、税関、警察などの分野の加盟国の検査当局と、欧州と国際的な法執行ネットワークによって構成される。
- 廃棄物の違法な輸送に対する現行の行政処分を強化する。違反行為に課される罰則の種類と水準によって、罰則による抑止力と域内での一貫性を向上させる。
- 欧州委員会は、環境犯罪に関する指令の見直しを実施しており¹⁰⁵、廃棄物の密輸対策における執行機関の協力支援のためのプロジェクトへの財政支援も行う。

(3) ステークホルダーの反応

欧州レベルの環境市民団体である欧州環境事務局（EEB）は 2021 年 11 月 17 日、声明を発表。規則案は歓迎すべき一歩だとしつつも、廃棄物の輸出を困難にするものではなく、貴重な資源が EU 域内のシステムに残ることを保証するものではないと指摘。また、規則案では、再利用やリサイクルのための輸送と、焼却など回収につながりにくい輸送が区別されておらず、焼却のために廃棄物を出荷することも再利用と同様に容易になるリスクがあると懸念を示した¹⁰⁶。

3. 新 EU 土壌戦略

(1) 背景

土壌は食物連鎖や生物多様性の基盤であり、健全な土壌は気候中立や循環型経済、生物多様性など、「欧州グリーン・ディール」の主要課題の解決策ともなる。しかし、欧州委員会は、EU の土壌の 60～70%は健全ではなく、毎年、約 10 億トンの土壌が侵食によって流出しており、EU の農業生産部門では毎年、12 億 5,000 万ユーロ分の損失が発生して

¹⁰⁵ European Commission "European Green Deal: Commission proposes to strengthen the protection of the environment through criminal law" 15 November 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_6744

¹⁰⁶ EEB "EU Waste Shipment Regulation falls short of fixing Europe's waste export crisis" 17 November 2021
<https://eeb.org/eu-waste-shipment-regulation-falls-short-of-fixing-europes-waste-export-crisis/>

いると指摘。また、土中の有機物の減少、汚染、生物多様性の喪失、塩類化¹⁰⁷、持続可能でない土地使用と管理などの問題も指摘した¹⁰⁸。

(2) 概要

欧州委員会は2021年11月17日、コミュニケーション「2030年に向けたEU土壌戦略」を発表した¹⁰⁹。2050年までに健全な土壌を実現するという目標と2030年までの具体的な施策を打ち出したもので、土壌を保護・再生し、持続可能な利用を実現するための枠組みと施策を提案した。欧州委員会は同戦略を「生物多様性戦略」¹¹⁰（2020年5月発表）の重要な成果の一つに位置付け、健全な土壌は気候中立、循環型経済、砂漠化と土地劣化対策、生物多様性の回復と健康な食品の供給および人間の健康に欠かすことができないと強調した。この戦略は、EUの水や海洋、大気質と同水準の保護を、土壌に対しても行うことを目指す¹¹¹。

① 目標

土壌戦略は2050年までの実現を目指す目標として次を挙げた¹¹²。

- EUのすべての土壌生態系が健全で、よりレジリエントになり、引き続き重要な役割を果たせること。

¹⁰⁷ 過剰な灌漑によって、土壌の表面に多量の塩類が集積すること。「塩類集積」とも言われる。

¹⁰⁸ European Commission "Questions and Answers on the EU Soil Strategy" 17 November 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_5917

¹⁰⁹ "Communication from the Commission: EU Soil Strategy for 2030 Reaping the benefits of healthy soils for people, food, nature and climate"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021DC0699>

European Commission "Questions and Answers on the EU Soil Strategy" 17 November 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_5917

European Commission "European Green Deal: Commission adopts new proposals to stop deforestation, innovate sustainable waste management and make soils healthy for people, nature and climate" 17 November 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_21_5916

¹¹⁰ "Communication from the Commission: EU Biodiversity Strategy for 2030 Bringing nature back into our lives"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020DC0380>

ジェトロ調査レポート「新型コロナ危機からの復興・成長戦略としての『欧州グリーン・ディール』の最新動向」（2021年3月）も参照。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/331e9d95b330cf03.html>

¹¹¹ European Commission "Soil strategy for 2030"

https://ec.europa.eu/environment/strategy/soil-strategy_en

European Commission "European Green Deal: Commission proposes to strengthen the protection of the environment through criminal law" 15 November 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_6744

¹¹² European Commission "Soil strategy for 2030"

https://ec.europa.eu/environment/strategy/soil-strategy_en

- 土地の取り込み（net land take）¹¹³がなく、土壤汚染を人々の健康や生態系に有害でない水準まで改善すること。
- 土壤の保護と持続可能な管理、劣化した土壤の再生を標準的な取り組みとして定着させる。

② 施策

同戦略に含まれる主要な施策は次の通り¹¹⁴。

- 「2030年に向けたEU土壤戦略」の目標達成を可能とし、2050年までに良好な土壤の健全性を達成するために、2023年までに土壤の衛生に関する法提案を行う。
- 土地所有者が土壤検査を無料で受けられる制度の提案、共通農業政策（CAP）を通じた持続可能な土壤管理の促進、ベスト・プラクティスの共有によって、持続可能な土地管理を新たな標準とする。
- 気候変動の緩和と適応のため、湿地と有機土壤の排水の制限と、管理・排水された泥炭地の再生に関する法的拘束力のある目標の提案を検討する。
- 循環型経済の促進と、汚染されていない土壤の再利用の強化を目的に、掘削土の流れを調査し、拘束力のある「土壤パスポート」の導入の必要性和可能性を評価する。
- 劣化した土壤の再生と汚染された土地の修復。
- 砂漠化と土地の劣化を評価する共通の方法論を構築し、砂漠化を防止する。
- 土地の研究、データ、土壤のモニタリングの強化。
- イニシアチブの実施に必要な社会的なエンゲージメントと財源を動員する。

(3) ステークホルダーの反応

欧州最大の農業団体 COPA・COGECA は 2021 年 11 月 17 日、声明を発表。既に土壤に関して、共通農業政策（CAP）や水質、農薬などに関する EU のイニシアチブがあり、欧州委員会が 2023 年までに発表を予定する土壤の衛生に関する法令などの提案が、既存のイニシアチブにどのように組み込まれ、農家などにどのような選択肢を提供するのかを明確にするよう要望した。また、域内の土壤の特性は多様であるため、地域や国の環境の違いを認識することが重要だとの認識を示した¹¹⁵。

¹¹³ 土地の取り込み（land take）は、都市やその他の人工的な土地開発のために、農業、森林、半自然・自然の土地が失われること。

¹¹⁴ European Commission "Soil strategy for 2030"
https://ec.europa.eu/environment/strategy/soil-strategy_en
 European Commission "European Green Deal: Commission adopts new proposals to stop deforestation, innovate sustainable waste management and make soils healthy for people, nature and climate" 17 November 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_21_5916

¹¹⁵ COPA COGECA "Statement on the presentation of the EU Soil Strategy for 2030" 17 November 2021 <https://copa-cogeca.eu/press-releases>
 （2021年11月17日付プレスリリースの言語ボタンをクリックするとダウンロードできる）

III. その他の取り組み

1. 国家補助ガイドラインの改正

(1) 背景と概要

欧州委員会は 2021 年 12 月 21 日、既存の「環境保護・エネルギーに関する国家補助ガイドライン (EEAG)」(2014 年 6 月発表)に代わる新たな「気候・環境保護・エネルギーに関する国家補助ガイドライン (CEEAG)」を承認¹¹⁶、同ガイドラインは 2022 年 2 月 18 日に官報に掲載された¹¹⁷。欧州委員会によると、新ガイドラインは「欧州グリーン・ディール」が打ち出した目標や、最近のエネルギー・気候部門における規制の改正など、気候変動対策のさらなる重要性に対応し、対象を絞ったコスト効率的な方法で加盟国が欧州グリーン・ディールの目標達成に必要な支援を行えるようにするため、柔軟かつ目的に適した枠組みを創出することを企図した。

CEEAG は、EEAG¹¹⁸の評価や国家補助適合性の検査、外部コンサルタントによる調査に基づいて作成されたもので、欧州委員会は作成にあたって、大規模な意見公募を実施するとともに、近年の執行から得られた欧州委員会の知見も反映された。

CEEAG は、気候、環境保護、エネルギー分野における国家補助が、単一市場と整合しているとみなされるための条件と、欧州委員会が同分野における加盟国の支援を評価する際に適用する基準を定める。対象分野には、再生可能エネルギーやエネルギー効率に関する施策、クリーンで低排出なモビリティとインフラ、循環型経済、汚染の抑制、生物多様性の保護と再生など、欧州グリーン・ディールの目標達成に資するすべての技術およびエネルギーの安定供給を実現するための施策が含まれ、これらの分野における国家補助に関する規定が含まれる。また、納税者が負担するコストを最低限に抑制し、単一市場における競争の不適切な歪みを防止しながら、加盟国による EU のエネルギー・気候目標の達成を支援することや、グリーンへの移行の重要な担い手として、市民参加型で低排出なエネルギーへの移行に取り組む「再生可能エネルギー共同体」や中小企業の参加促進も目指す¹¹⁹。

¹¹⁶ European Commission "State aid: Commission endorses the new Guidelines on State aid for Climate, Environmental protection and Energy" 21 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_6982

¹¹⁷ "Communication from the Commission – Guidelines on State aid for climate, environmental protection and energy 2022"

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52022XC0218\(03\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52022XC0218(03))

¹¹⁸ "Communication from the Commission — Guidelines on State aid for environmental protection and energy 2014-2020"

[https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52014XC0628\(01\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52014XC0628(01))

¹¹⁹ European Commission "State aid: Commission endorses the new Guidelines on State aid for Climate, Environmental protection and Energy" 21 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_6982

なお、国家補助ガイドラインを補完する既存の仕組みとして、欧州委員会へ事前に通知せずに、加盟国が国家補助を実施する根拠となる条件を定めた包括適用除外規則（GBER）¹²⁰がある。欧州委員会は 2022 年 2 月現在、グリーンとデジタルへの移行促進に向けて、同規則の見直し作業を進めている。2021 年 12 月まで実施していた意見公募¹²¹を踏まえて、改正 GBER を 2022 年上半期に採択する予定だ¹²²。

（2）CEEAG における EEAG からの主な改正点

CEEAG における改正点には、「欧州グリーン・ディール」の優先分野と政策パッケージ「Fit for 55」などのエネルギー・気候部門における法令改正などへの対応が含まれる¹²³。

① 支援対象となる投資と技術の種類の拡大

CEEAG は、欧州グリーン・ディールの目標達成に貢献するあらゆる技術を支援できるように、加盟国が支援しうる投資と技術の種類を増やした。GHG 排出の削減と防止を対象とする新たな章を設け、2030 年までの GHG 排出 55%削減（1990 年比）を目標とする「欧州気候法」¹²⁴と整合した、生産プロセスと産業の脱炭素化における再生可能エネルギーやエネルギー効率への投資など、さまざまな経済部門の脱炭素化の支援策の評価をより容易にする。また、競争入札手続きによって支援が提供される場合など、資金ギャップの最大 100%の支援を可能とするとともに、産業のグリーン化の需要に対応する加盟国を支援するための「炭素差額契約」¹²⁵など新たな援助手段を導入する。

¹²⁰ “Commission Regulation (EU) No 651/2014 of 17 June 2014 declaring certain categories of aid compatible with the internal market in application of Articles 107 and 108 of the Treaty”
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32014R0651>

¹²¹ European Commission “Targeted review of the General Block Exemption Regulation (State aid): revised rules for State aid promoting the green and digital transition”
https://ec.europa.eu/competition-policy/public-consultations/2021-gber_en

¹²² European Commission “State aid: Commission invites comments on draft proposal to further facilitate implementation of aid measures promoting the green and digital transition” 6 October 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_5027

¹²³ European Commission “State aid: Commission endorses the new Guidelines on State aid for Climate, Environmental protection and Energy” 21 December 2021
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_6982

¹²⁴ “Regulation (EU) 2021/1119 of the European Parliament and of the Council of 30 June 2021 establishing the framework for achieving climate neutrality and amending Regulations (EC) No 401/2009 and (EU) 2018/1999 (‘European Climate Law’)”
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32021R1119>
ジェトロ調査レポート「『欧州グリーン・ディール』の最新動向（第 1 回）政策パッケージ「Fit for 55」の概要と気候・エネルギー目標」（2021 年 12 月）も参照。
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/862f1a922a2742b1.html>

¹²⁵ 発電部門で利用されている、固定された基準価格（strike price）と市場価格などに基づく参照価格（reference price）の差額を支払う差額契約を、排出量取引制度の排出価格などを参照価格とすることで炭素排出に適用するもの。

② 欧州グリーン・ディールと関連する分野への対象拡大とルール更新

騒音汚染など、GHG 以外に起因する汚染の防止と抑制への支援を始めとし、資源効率性と循環型経済に関する援助、生物多様性と環境破壊の回復への援助に関する章を新設・更新した。さらに、同ガイドラインには、建物のエネルギー性能や、あらゆる交通機関を対象とする低排出なモビリティなど、欧州グリーン・ディール主要分野への投資のインセンティブとなる支援に関する章も設けられた。

③ エネルギー集約的な利用者に対する電力課税の軽減に関するルール

電力への課税によるカーボン・リーケージのリスクを低減し、気候目標の達成に必要な脱炭素化の取り組みを強化するため、脱炭素化と社会政策の財源となる税の軽減に関するルールを設けた。加盟国が公正な競争条件を維持できるように、各経済部門の客観的な指標に基づき、対象分野の数を整理。減税と対象者によるカーボンフットプリントの削減に向けたコミットメントを関連付けるなど、企業による積極的な脱炭素化を持続させるためのルールの見直しも行われた。

④ セーフガードの導入

支援が気候変動対策と環境保護の改善に必要とされているところに効果的に向けられ、環境目標の達成に必要なものに限定され、かつ競争や単一市場の整合性を歪めないようにするためのセーフガードを導入した。この他にも、大規模な支援策については、加盟国に対して主要な特性に関するステークホルダーへのコンサルテーションの実施を求めるなど、ステークホルダーの参加の強化も盛り込まれた。

⑤ 関連する EU 法・政策との一貫性

最大の汚染源となる化石燃料への補助金の廃止などによって、環境とエネルギー分野における関連する EU 法・政策の一貫性を実現する。欧州委員会は、これらの化石燃料の環境への悪影響を考慮すると、国家補助金について肯定的な評価を行う可能性は低いと指摘。さらに、天然ガスへの新規投資を含む施策も、より低排出なソリューションの広範な普及を妨げ得る技術へのロックインを避け、投資が EU の GHG 排出削減目標と整合し、より汚染が少ない燃料への移行を促進することが示されない限り、承認される可能性は低いと述べた。また、CEEAG には、発電部門の脱炭素化を促進するため、石炭、泥炭またはオイル・シェールを利用した発電所の閉鎖を対象とする章も設けられた。

(3) ステークホルダーの反応

欧州の再生可能エネルギー推進団体である欧州再生可能エネルギー連盟（EREF）は 2021 年 12 月 22 日に声明を発表。同団体が CEEAG の策定プロセスに関与したことにも触れながら、中小規模の再生可能エネルギー・プロジェクトを対象とする競争入札の免除や、建物や道路輸送の脱炭素化、水素の利用拡大にも対応したガイドラインとなったと評価した。その一方、同ガイドラインが、低炭素燃料・ガス・水素を再生可能な電力・ガ

ス・水素と同列に扱っており、原子力や化石燃料を利用した水素も資金援助の対象となり得る点に反対を表明した¹²⁶。

2. 公正な移行に関する取り組み

(1) 背景

欧州グリーン・ディールは、2050年の気候中立だけでなく、気候中立への移行において「誰も、どの地域も取り残さない」ことを主な目的の一つに位置付け、公正な移行が不可欠だとしている。欧州委員会は、2021年7月に発表した政策パッケージ「Fit for 55」において、気候中立への移行における社会と労働に係る諸側面への取り組み方について、加盟国に対してさらなる指針を示すために、2021年末までにEU理事会勧告案を提案すると表明していた。

欧州委員会は2021年12月14日、「Fit for 55」を補完し、気候中立への公正かつ包摂的な移行に向けた、勧告案を発表した¹²⁷。同勧告案は、移行の影響を受ける雇用と社会的側面を網羅し、加盟国による気候中立に向けた公正な移行を実現するための政策立案と実施を支援することを目的とする。化石燃料への依存度が高く、気候中立への移行によって大きな影響を受ける可能性が高い人々と世帯のニーズに特に注意し、加盟国に対して、官民の資金の最適な利用と労使団体との緊密な協力を求めるものとなる。なお、欧州委員会は、適切な措置と政策の実施により、気候中立への移行によってEU域内で2030年までに約100万人分、2050年までに約200万人分の雇用を創出しようと分析した。

(2) 施策の概要

欧州委員会は、気候中立への移行に伴う雇用創出と社会的な可能性を十分に活かすためには、利用可能なすべての手段を活用し、EUと加盟国、地域、自治体のレベルで適切な政策を実施する必要があると強調。勧告案は、各国の個別の状況に応じて、次のような施策を行うよう加盟国に推奨した。

- 「質の高い雇用の支援と失業期間なく転職することを容易にするための施策」

¹²⁶ EREF "The new State Aid Guidelines on Climate, Energy and Environment (CEEAG) - a good step forward towards the prime role for renewables and climate policies across the European legal framework" 22 December 2021

<https://eref-europe.org/wp-content/uploads/2021/12/EREF-PR-CEEAG-1221.pdf>

¹²⁷ "Proposal for a COUNCIL RECOMMENDATION on ensuring a fair transition towards climate neutrality"

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52021DC0801#footnote6>

European Commission " Questions and answers: A fair transition towards climate neutrality"

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_21_6823

European Commission "Commission presents guide for a fair transition towards climate neutrality" 14 December 2021

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_21_6795

個別の就労支援の実施と雇用創出の促進、気候・環境目標の達成に貢献する企業を中心とする零細企業と中小企業を対象とする資金と市場へのアクセス改善による雇用創出の促進など。

- 「質の高い教育と職業訓練への平等なアクセスのための支援策」
労働市場におけるスキル需要に関する最新の情報収集、気候中立への移行と関連するスキル・能力に関する質の高い包摂的な教育・職業訓練の提供、成人の生涯学習への参加拡大など。
- 「公正な優遇税制と社会保障システムへの支援」
加盟国に対して税制の評価を実施し、必要に応じて課税負担を労働から気候・環境目標に貢献するその他の財源へとさらに移行するよう、税制を適応させる。
- 「必要不可欠なサービスを安価に利用できるようにするための措置」
再生可能エネルギーへの投資や、モビリティの課題への対策、循環型経済と関連するコスト削減の機会の促進のために、加盟国に対して官民の資金支援の動員を継続するよう求める。
- 「政策措置における協調」
経済全体的なアプローチに基づく、労使団体や市民社会、地域・自治体の行政機関、その他ステークホルダーなどの積極的な参画のための施策。エビデンス収集のさらなる強化と、定義と方法論の一貫性の改善のための施策も、社会・労働市場政策における対象の設定を改善する上で重要となるとの認識を示した。
- 「官民資金の利用の最適化」
欧州委員会は、加盟国が気候中立への公正な移行に向けた施策において利用できる資金として、社会気候基金、公正な移行メカニズム¹²⁸、欧州社会基金プラス¹²⁹、復興レジリエンス・ファシリティ¹³⁰などに言及した。

¹²⁸ 欧州グリーン・ディール投資計画（2020年1月発表）の一部として、石炭に依存している地域など、気候中立への移行の影響が大きい地域に的を絞って支援する制度。

European Commission "The Just Transition Mechanism: making sure no one is left behind"
https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/european-green-deal/finance-and-green-deal/just-transition-mechanism_en

ジェトロ調査レポート「新型コロナ危機からの復興・成長戦略としての『欧州グリーン・ディール』の最新動向」（2021年3月）も参照。

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/01/331e9d95b330cf03.html>

¹²⁹ 新型コロナウイルス危機に伴う経済危機対策、雇用水準の引き上げと公正な社会的保護、グリーンとデジタルへの移行に対応した技能とレジリエンスを有する労働力の育成を目的とする。

European Commission "European Social Fund+"
https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/find-funding/eu-funding-programmes/european-social-fund_en

¹³⁰ 新型コロナウイルス危機に伴う経済危機からの復興に向けた加盟国支援基金であり、環境関連の雇用促進、環境関連のスキル習得、公正な気候中立、社会政策にも割り当てられる。

European Commission "Recovery and Resilience Facility"
https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/recovery-coronavirus/recovery-and-resilience-facility_en

(3) ステークホルダーの反応

欧州労働組合連盟（ETUC）は 2021 年 12 月 14 日、声明を発表。同連盟は政策パッケージ「Fit for 55」における気候目標の引き上げを支持するものの、欧州グリーン・ディールでは労働者や社会に与える影響への取り組みは不十分だったと指摘し、今回の勧告案を歓迎。質の高い雇用や教育と職業訓練の実施などを評価した。ただし、気候関連の政策については法的拘束力のある目標、施策を採択しながら、社会的影響への対処は加盟国の裁量とするのはダブルスタンダードだと批判し、公正な移行の実現には加盟国に対する「勧告」では不十分だとする見方を示した。また、資金面でも、公正な移行メカニズムの一部である公正な移行基金は、規模も対象も限定的であると遺憾の意を表明。勧告案を補完するために、EU の政策立案者に対して、公正な移行に向けた法的な枠組みの採択を要請した¹³¹。

¹³¹ ETUC "Just transition: Urgent to turn good recommendations into binding measures" 14 December 2021
<https://www.etuc.org/en/pressrelease/just-transition-urgent-turn-good-recommendations-binding-measures>

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210051>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 欧州ロシア CIS 課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5569
E-mail：ORD@jetro.go.jp